# 府中市立南保育所の民間移管に伴う設置運営事業候補者募集要項(案)

# 資 料 集

資料No.	資料名	該当 頁数
資料 A 1	府中市立南保育所施設情報詳細	2
資料A2	府中市立南保育所の民間移管条件	5
資料A3	府中市立南保育所の財産引継等の取扱方針	8
資料A4	応募登録書類の提出要領	10
資料A5	設置運営事業候補者申込書類の提出要領	11
資料A6	引継ぎ・合同保育の実施	15
資料A7	事業者説明会及び現地見学会の開催案内について	17
資料A8	図面(案内図・配置図・平面図)	19
資料A9	府中市立南保育所の紹介	22
資料A10	保護者アンケート集計結果	24

平成28年○月

# 府中市立南保育所施設情報詳細

# 1 対象施設の概要

	フチュウシリツミナミホ					
施設名称						
%E IX II 19	│府中市立南保 │	育所				
種 別	児童福祉法第	39条第1項に規	見定する保育	所(認可你	<b>呆</b> 育所)	
所在地	* JR南	武線・武蔵野線	「府中本町駅	引」から徒歩	₹ 6分	
(最寄駅)	* JR南	武線・京 王 線	「分倍河原駅	引」から徒步	₹12分	
開設年月日	昭和37年4	昭和37年4月1日				
中长市类	・児童福祉法第24条第1項の規定による保育					
実施事業	・特別保育事	業その他関連事業	<b>【</b> (延長保育	<b>香事業、地</b> 均	或支援事業	)
対象年齢	生後57日から2歳児まで					
認可・利用	3号認定		2号認定		合計	
定 員	O歳	1歳 2歳	3歳	4 歳	5歳	口印
上 只	9人 2	9人 29人	_	_	<del></del>	67人
開 所 日	月曜日から土	曜日まで				
	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日					
休 所 日	・年末年始(12月29~31日及び1月2日・3日)					
	・特別保育事業等の実施に当たり、市長が必要と認めるとき					
明元吐明	・月~金曜日	午前7時から4	F後 7 時まで	\$ -		
開所時間	・土曜日	午前7時から4	F後6時まで	<u> </u>		

# 2 建物の概要

構造・規模	鉄筋コンクリート造・地上2階建
所 有 者	府中市
竣工年(築年)	平成2年3月(築26年経過:平成28年4月現在)
建築面積	555. 90 m <sup>2</sup>
延庆西籍	755. 37m <sup>2</sup>
延	/ 55. 3 / m

# 3 敷地の概要

敷地面積	1, 395. 61㎡ (芝間通り26. 4㎡を含む。)
所 有 者	府中市
用途地域	第一種低層住居専用地域(建築物の高さ(10m)制限あり)
建ぺい率	50%
容 積 率	100%
地域区域等	第1種高度地区、準防火地域
日影規制	10mを超える範囲 2.5時間以上
口泉水水型	5mを超える範囲 4.0時間以上
前面道路	当該地西側:市道・芝間通り(6.0m~10.3m)

その他	当該地南側:下河原緑道(市立公園)
地区計画等	■内包する地区計画等無し □内包する地区計画等有り()
埋蔵文化財	■周知の包蔵地に非該当 □周知の包蔵地に該当( )
ガ ス	都市ガス
下 水 道	公共下水道に接続

### 4 年間平均定員充足率の推移

年度区分	平成25年	平成26年	平成27年	3か年平均
充足率	100%	98. 5%	100%	99. 5%

## 5 入所児童の状況(平成28年4月1日現在)

認定区分	O歳	1 歳	2歳	計
保育短時間認定児童	<mark>O人</mark>	O人	O人	<mark>O人</mark>
保育標準時間認定児童	O人	O人	O人	O人
計	9人	29人	29人	67人

<sup>※</sup> 実人員のうち障害児等保育(すくすく保育)対象児童数 0人

## 6 正規職員の経験年数(平成28年4月1日現在)

区分	経験 10 年以上	経験5年以上9年未満	経験5年未満	計
正規職員	1 3 人	4人	4人	2 1 人

<sup>※</sup> 上記には施設長のほか、民間移管に向けた準備等のために特別に配置した正規職員(保育士) 1 名を含む。

## 7 非正規職員の状況(平成28年4月1日現在)

区分	雇用形態区分	当該施設の継続 勤務5年以上	当該施設の継続 勤務5年未満	計
	再任用職員	1人		
保育士 (有資格)	臨時職員 (長時間)		1人	6人
(有具情) 	臨時職員 (短時間)	2人	2人	
<b>伊</b> 李 靖 明	嘱託職員			
保育補助 (無資格)	臨時職員(長時間)			8人
(無具俗 <i>)</i>	臨時職員 (短時間)	5人	3人	
<i> </i>  - <del>     </del> -	嘱託職員		2人	
作業	臨時職員 (長時間)			4人
(調理等)	臨時職員(短時間)	1人	1人	

<sup>※</sup> 臨時職員(短時間)とは、雇用期間が6か月以内で1週間の勤務時間が28時間未満(1日7時間以内)の朝方・夕方の時間帯等を担当する臨時職員

※ 産休等代替職員に従事する非正規職員を除く

# 8 地域子育て支援事業(地域支援事業)の実施状況

事業 類型	国事業(□一般型・□連打	携型)・ 地方単独事業(□東京都・■市独自)
	園庭開放	火・木曜日 午前9時30分~午前11時00分
中央	すきっぷ(子育てひろば)	月1回程度 午前9時30分~午前11時00分
事業	育児相談	月~金曜日 午前9時30分~午後 5時00分
似安	親子体験保育(予約制)	月~金曜日 午前9時00分~正午を基本
	その他	行事への参加その他の地域交流等を適宜実施

# 9 その他事業の実施状況

事業区分	一時預かり	障害児等 保育	延長保育	休日保育	病児・病後児 保育
実施の有無	□有・■無	□有・■無	■有・□無	□有・■無	□有・■無

# 10 その他の利用料

利用料の区分	実費徴収	上乗せ徴収
徴収の有無	■有(延長保育料※)・□無	□有・■無

<sup>※</sup> 詳細は別添「府中市立保育所延長保育実施規則(平成10年4月府中市規則第27号)」参照

# 11 クラス編成

年齢区分	O歳児	1 歳児		2 歳児		
クラス名	すみれ	たんぽぽ	れんげ	なのはな	ちゅうりっぷ	ゆり

# 府中市立南保育所の民間移管条件

#### 1 保育所運営条件

- (1) 府中市立南保育所(以下「保育所」という。)の受入月齢及び定員構成を継承すること。ただし、民間移管前年度における各年齢の入所児童数を上限として、 定員外の受入れも可能とする。
- (2) 民間移管時の開所時間、保育時間(延長保育時間を含む。)及び開所日を継承すること。ただし、特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。
- (3) 保護者の費用負担の継続性の確保に配慮し、府中市(以下「市」という。)が あらかじめ認めた費用(延長保育事業その他の特別保育事業に係る利用料金)以 外の負担を求めないこと。
- (4) 保育所の年間行事を継承すること。なお、年間行事を継承した上で新たに行事を実施する場合は、保護者にあらかじめ説明を行い、保護者の一定の了解を得た上で実施すること。
- (5) 民間移管時に保育所で実施している地域の子育て支援に関する取組(園庭開放、育児相談等)を継承すること。
- (6) 苦情対応への体制(苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置のほか、第三者委員の設置)を整備すること。
- (7) 給食調理の業務委託を行うことなく、自園調理方式により自園職員により調理 業務を行うこととし、食育を推進するとともに、アレルギーを持つ児童へ丁寧に 対応すること。
- (8) 民間移管後、おおむね2年以内に特別保育事業(2時間以上の延長保育、一時預かり及び年末保育等)を市と協議の上で実施すること。

#### 2 職員配置等の条件

(1) 常勤職員等の必要配置数

次に掲げる職種に応じた必要職員数を確保した上で保育所に配置すること。

八三月八日城上に応じた近安城兵妖と唯不した工で休日川に配置了ること。				
職種	常勤・非常勤の別	必要職員数		
施設長	常勤職員	1人		
主任保育士	常勤職員	1人		
クラス担当保育士(下記参考参照)	常勤職員	14人		
充実担当保育士	常勤職員	3人		
保健師(助産師又は看護師を含む。)	常勤職員	1人		
栄養士	常勤職員	1人		
調理員等	常勤職員	1人		
嘱託医及び嘱託歯科医	非常勤職員	各 1 人		

#### (参考・クラス担当保育士の内訳)

年齢クラス区分	O歳児	1 歳児	2 歳児	計
定員又は実員	9人	29人	29人	67人
必要職員数	3人	6人	5人	14人
配置基準 (職員数:児童数)	1 : 3	1 : 5	1 : 6	

#### (2) 経験者の確保

上記(1)の職員のうち施設長、主任保育士及びその他の保育士は、次に掲げる経験を有する職員とすること。

#### ア 施設長

専任で社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、児童福祉事業又は 社会福祉事業に15年以上従事した者(社会福祉士又は社会福祉主事の資格のみ を有する者は、国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了 した者に限る。)であること。

#### イ 主任保育士

専任で保育士の資格を有し、児童福祉事業に10年以上従事した者であること。

ウ その他の保育士(上記ア及びイの該当者を除く)

施設長及び主任保育士を除く保育士のうち5名(市の保育士配置基準により算出された必要保育士数(14人)に1/3を乗じて得られる数(小数点以下四捨五入)注記:4.6人⇒5人)は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に5年以上従事した者であること。

工 年齢別クラス担当保育士のうち1名は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に5年以上従事した者であること。(注記:市立南保育所の年齢別クラス数:6クラス)

#### (3) その他

- ア 現在、対象施設に勤務している非常勤職員等が、民間移管後の施設に引き続き 就労を希望している場合は、積極的に雇用するように努めること。
- イ 職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に職員研修に参加できる体制を整えること。
- ウ 民間移管後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審するとともに、計画的に 当該評価を受審すること。
- エ 市が行う保育内容等に関する助言指導(巡回支援)を積極的に受け入れ、その 助言指導に基づき改善を図ること。

#### 3 引継ぎ・合同保育

引継ぎ・合同保育の期間において、市が別に指定する職員(施設長、保育士及び調理員等)を配置すること。なお、この引継ぎ・合同保育に参加した職員は、民間移管後も継続して対象施設に従事すること。

#### 4 三者協議会

事業候補者として決定した日から当分の期間(民間移管の日の前日(平成30年3月31日)に在所していた全ての児童が退所するまで)において、対象施設の保護者の代表、市及び事業候補者からなる三者協議会を組織し、保育運営等について協議すること。

#### 5 その他

(1) 事業者は、市の求めに応じて民間移管後の運営状況等について報告を行うとともに、市の行う立入調査(前任職員の訪問等を含む)に協力すること。

(2) 当該条件に定める内容は、民間移管の日の前日(平成30年3月31日)に在所していた児童の全員が退所するまで遵守すること。ただし、条件の変更等について三者協議会において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。

# 府中市立南保育所の財産引継等の取扱方針

市立南保育所の財産については、次のとおり条件等を付して事業候補者へ引き継ぐことを基本として、民間移管に向けた準備を進めます。

ただし、次に掲げる事項の建物の無償譲渡等に当たっては、今後、市議会の議決その他の必要手続を経る必要があるため、これらの手続等を進める中で内容等に変更が生じることがあります。

## 1 土地貸付に関する事項

- (1) 対象地は現に南保育所が存する土地(府中市本町二丁目29番地の11)とし、 市と事業候補者との間で土地使用賃借契約を締結する。
- (2) 貸付期間は、平成30年4月1日から平成40年3月31日までの10年間とし、貸付期間満了後は、市と協議のうえ、再度契約することができる。
- (3) 貸付期間においては、次に掲げる事項を遵守すること。
  - ア 土地の貸付期間中においては、児童福祉法第35条第4項に規定する保育所 の運営の用途以外に使用しないこと。
  - イ 市の保育行政に協力すること。
  - ウ 適正・良好な保育所運営に努めること。
  - エ 府中市社会福祉法人に対する助成に関する条例(平成17年6月府中市条例 第14号)に定める要件を遵守すること。
  - オ 土地の形状等を変更するときは、事前に市に申し出た上で承諾を得ること。
  - カ 土地の使用権を第三者に譲渡又は転貸等はできないものとする。
- (4) 上記(3)のウからカまでの義務の履行状況を確認するため、市が土地の利用状況 等についての実地調査を行うときは、必ず協力すること。
- (5) 事業候補者は本件土地に必要な費用又は有益費の支出があっても、これを市に 請求することはできない。
- (6) 府中市選挙管理委員会が府中市選挙事務執行規程の規定により、当該建物を投票所として使用しようとするときは、必ずこれに協力すること。
- (7) 上記に掲げる事項のほか、土地貸付に関する条件は、今後、事業候補者と市で取り交わす予定の「使用賃借契約書」に定めるところによる。

#### 2 建物譲渡に関する事項

- (1) 建物は現状有姿・未登記のまま、平成30年4月1日に事業候補者に無償譲渡 (所有権の移転)を行う。
- (2) 建物は所有権移転登記後、直ちに法人の基本財産に編入すること。
- (3) 建物は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「制限期間」という。)」に定める期間を経過するまで、市の承認を受けないで建物の所有権を第三者に譲渡又は転貸等をしてはならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して担保を供する場合を除く。
- (4) 上記(3)の制限期間中においては、建物を児童福祉法第35条第4項に規定する 保育所の運営の用途以外に使用することを禁ずる。

- (5) 事業候補者は建物に瑕疵を発見しても、損害賠償を市に請求することはできない。
- (6) <mark>府中市選挙管理委員会が府中市選挙事務執行規程の規定により、当該建物を投</mark>票所として使用しようとするときは、必ずこれに協力すること。
- (7) 上記に掲げる事項のほか、建物譲渡に関する条件は、今後、事業候補者と市で 取り交わす予定の「譲渡契約書」に定めるところによる。

#### 3 備品譲渡に関する事項

- (1) 品目毎に定めのある上記2の(3)の制限期間に定める期間を経過するまで、市の承認を受けないで第三者に譲渡又は転貸等をしてはならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して担保を供する場合を除く。
- (2) 上記2の(3)の制限期間中においては、譲渡を受けた備品を児童福祉法第35条第4項に規定する保育所の運営の用途以外に使用することを禁ずる。
- (3) 事業候補者は譲渡を受けた備品に瑕疵を発見しても、損害賠償を市に請求することはできない。

# 応募登録書類の提出要領

本募集への応募を希望する事業者は、次のとおり応募登録書及び関係書類の提出を行ってください。

#### 1 提出期間等

平成28年〇月〇日(〇曜日)(\*事務局注記:第2回選定委員会終了後)から平成28年8月5日(金曜日)まで

【午前の部】午前9時~正午 【午後の部】午後1時~午後5時

※ 上記時間帯において提出書類の受付を行いますので、下記2の提出先(担当) に事前連絡(調整)の上でご来庁ください。

#### 2 提出先

府中市宮西町二丁目 2 4 番地 府中市役所(東庁舎) 5 階 子ども家庭部保育支援課支援計画係(担当) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

電話:042-335-4490(直通)

#### 3 提出書類

書類No.	書類名	備考
	応募登録書	様式 1
1	法人の沿革	様式 2
2	法人の事業実績	様式3

#### 4 提出部数

正本1部、副本8部

#### 5 書類体裁

提出書類には、書類番号(No.)を参照し、書類番号毎にインデックスを付した上で、書類番号(No.)を記入してください(「法人の沿革(様式2)」の場合は、「1」と記入)。 ※応募登録書にはインデックスの添付は不要です。

# 設置運営事業候補者申込書類の提出要領

応募登録書類の提出を行った事業者は、次のとおり事業提案書類を提出してください。 なお、次に掲げる提出期間内に申請書類が提出されなかった場合には、申込を辞退した ものとみなします。

#### 1 提出期間等

平成28年8月29日(月曜日)から平成28年9月9日(金曜日)まで 【午前の部】午前9時~正午 【午後の部】午後1時~午後5時

※ 上記時間帯において提出書類の受付を行いますので、下記4の提出先(担当) に事前連絡(調整)の上でご来庁ください。

#### 2 提出先

府中市宮西町二丁目24番地 府中市役所(東庁舎)5階 子ども家庭部保育支援課支援計画係(担当) OOOOOOOOO 電話:042-335-4490(直通)

#### 3 提出書類

次頁「市立南保育所設置運営事業候補者申込書類一覧」参照

#### 4 提出部数

正本1部、副本8部

#### 5 書類体裁

- (1) ファイル (A4・縦型・左綴じ)で綴じてください。
- (2) 表紙及び背表紙に「タイトル・法人名・正本と副本の別」を記入し、タイトルは 「市立南保育所設置運営事業候補者申込書類」としてください。
- (3) 「様式5 設置運営事業候補者申込書に伴う提出書類チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)」に必要事項を記入のうえ、先頭ページに綴じてください。
- (4) 書類には、資料番号 (No.) 毎にインデックスを付したうえ、資料番号 (No.) を記入してください。※設置運営事業候補者申込書にはインデックスの添付は不要です

#### 6 留意事項

- (1) 提出に当たっては、不足書類のないよう必ず「チェックリスト」で確認してください。書類が足りない場合は、書類の受付ができないことがあります。
- (2) 提出書類は添付書類も含めて、可能な限りA4サイズ・両面印刷で統一してください。
- (3) 印刷が鮮明であるか、書類の端が見切れていないかを確認してください。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 記載内容が確認できない場合その他市が必要と認める場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (6) 添付書類(写真)については、A 4 サイズの用紙に 2 枚ずつ、カラー印刷したものをご提出ください。(副本もカラー印刷でお願いします)

# 市立南保育所設置運営事業候補者申込書類一覧

#### (申込書)

書類No.	書類名	備考(様式・注記)
	設置運営事業候補者申込書兼誓約書	様式4
3	提出書類チェックリスト	様式 5

#### (法人に関する書類)

書類No.	書類名	備考(様式・注記)
4-1	事業者(法人)概要書	様式 6
4-2	履歴書 (理事会役員分)	様式 6-2 (理事長、理事及び監事分)
4-3	資格免許の写し(理事会役員分)	
4-4	所轄庁による法人監査(指導検査)結果通知の写し	平成 25~27 年度実施分
4-5	所轄庁による <u>施設監査</u> (指導検査)結果通知の写し	平成 25~27 年度実施分(全保育所分)
4-6	事業計画書	平成 28 年度分
4-7	事業報告書	平成 27 年度分
4-8	定款	最新のもの
4-9	履歴事項全部証明書(登記簿謄本の写し)	3か月以内に発行されたもの
4-10	法人代表者の印鑑登録証明	3か月以内に発行されたもの

#### (財務状況に関する書類)

(3.1.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.	AND DESIGNATION OF THE PARTY.			
書類No.	書類名	備考(様式・注記)		
5-1	資金収支計算書及び内訳書	平成 25~27 年度分		
5-2	事業活動収支計算書及び内訳書	平成 25~27 年度分		
5-3	貸借対照表	平成 25~27 年度分		
5-4	財産目録(詳細に表示されたもの)	平成 25~27 年度分		
5-5	決算附属明細書	平成 25~27 年度分		
5-6	監事監査報告書	平成 25~27 年度分		
5-7	外部監査報告書 *	*外部監査を受けている場合のみ		

#### (現に運営する保育施設の状況)

#### 【書類No.6-1から書類No.6-11についての留意事項】

- ① 以下の書類No.6-1から書類No.6-11は、現に運営する都内の認可保育所(民設民営)の中から、民間移管後の保育所の事業計画に類似性が認められると貴法人が考える保育所について記入し、必要な書類を提出してください。
- ② 上記①で提出のあった保育所は、第一次審査通過後の第二次審査における「現に運営する保育所の実地調査」の対象施設とする予定ですので、書類作成・提出に当たってはご留意ください。

書類No.	書類名	備考(様式・注記)
6-1	運営施設·事業概要書 I	様式7
6-2	運営施設·事業概要書 II	様式8
6-3	重要事項説明書	

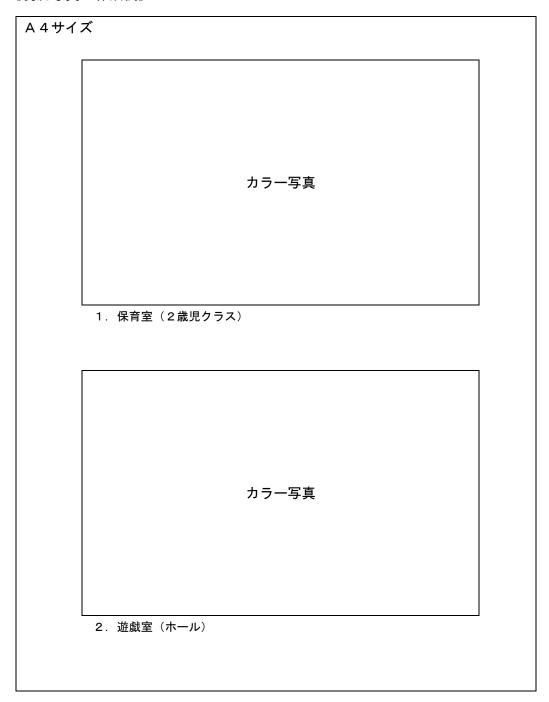
書類No.	書類名	備考(様式・注記)
6-4	①園規則及び②運営規程	園規則で運営規程の内容を兼ねる場合は運営規程の提出は不要
6-5	現況写真	次頁「書類No.6-5作成例」参照し作成すること
6-6	保育課程	平成28年度分
6-7	年間指導計画	平成28年度分
6-8	献立表(任意の1か月分)	乳児から幼児へ年齢順に綴ること
6-9	苦情解決等に関する規程(マニュアル等)	
6-10	苦情解決等に関する利用者周知文書	
6-11	福祉サービス第三者評価結果書類の写し	直近で受審したもの

# (移管後の事業計画)

書類No.	書類名	備考(様式・注記)
7-1	事業計画書 I (民間移管後の保育所運営)	様式 9
7-2	事業計画書Ⅱ (民間移管後の職員配置等)	様式 10
7-3	履歴書(施設長候補者)*	様式6-2 *現時点で具体的な候補者を提示できる場合のみ
7-4	履歴書(主任保育士候補者)*	様式6-2 *現時点で具体的な候補者を提示できる場合のみ
7-5	事業収支計画書 (移管後3か年分)	様式 11

- \* 施設(書類No.6-1から書類No.6-11の該当施設)の写真を40枚程度添付してください。
- \* A4サイズの用紙に2枚ずつカラー印刷してください(副本もカラーで印刷してください)。
- \* 写真の横に「2歳児クラス」「ホール」等、場所が分かる見出しをつけてください。
- \* 各保育室、ホール、調理室、トイレその他の居室のほか、園庭や建物外観等、場所ごとに日常の保育の様子や環境構成が分かるように撮影してください。

《現況写真の作成例》



# 引継ぎ・合同保育の実施

#### 1 実施方法

#### (1) 保育内容の引継ぎ

ア 実施期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

#### イ 実施内容

施設長及び主任保育士予定者が入所児童の様子や年間行事を含めた保育内容等を引き継ぐとともに、設備面や近隣の状況等を含む対象施設の全体像を把握する。 また、必要に応じて職員会議等に参加することにより情報交換を行う機会を設け、 両者が良いチームワークをつくり、円滑な民間移管に向けた意識の醸成を図る。

## (2) 合同保育

ア 実施期間 平成30年1月1日から平成30年3月31日まで

#### イ 実施内容

各クラスに次年度のクラス担当保育士予定者を実際に配置し、市職員と合同で保育に当たることにより保育内容の引継ぎを行うとともに、児童や保護者との信頼関係を築く。

#### 2 配置職員等

引継ぎ・合同保育の実施に当たっては、事業候補者において次のとおり職員を配置することを原則とします。

区分	対象期間(配置	配置人数	
	平成29年4月~11月	(週1日以上)	
施設長	平成29年12月	(週2日以上)	1人
	平成30年1月~3月	(週5日)	
主任保育士	同上		1人
クラス担当保育士	平成30年1月~3月	(週5日)	6人
栄養士	平成30年1月~3月	(週3日以上)	1人
調理員	平成30年1月~3月	(週3日以上)	1人
看護師	平成30年1月~3月	(週3日以上)	1人

<sup>※</sup> 土・日・祝日を除いた平日の数を「月当たりの配置日数」としますが、業務・行事の引継ぎ等の必要性に応じて平日以外に勤務が必要となる場合があります。

#### 3 引継ぎ・合同保育に係る財政支援

上記2により必要となる人員の人件費については、国通知(※)において示されている「保育所職員の本棒基準額」等を踏まえ、実際の勤務日数等に応じた財政支援(補助金の交付)を市の予算の範囲内において行う予定です。

※ 平成27年9月3日付府子本第257号・雇児保発0903第3号通知「私立保育所の 運営に要する費用について」

# 引継ぎ・合同保育の実施イメージ

	分	平成29年4月~11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月	
	ねらい	○各年齢の児童と親しくなる ○個々の児童状況を把握する		〇担当予定クラスの児童と親しくなる	〇担当予定クラスの児童と信頼関係を 集く	〇担当予定クラスの児童との信頼関係 が深まる	
		O 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		○担当予定クラスの個々の児童の特性を	把握する	13.1X.9.43	
児童	内容等	*生活や遊びを通して関わる *個々の子どもの様子を知る *個々の子どもの配慮点を知る (個別配慮・アレルギー対応等)	*クラス内での児童状況や個々の特性を 把握し、次年度クラスの担当を決定す る	* 市職員が担当予定者を紹介する * 生活や遊びを通して積極的に関わる * 市職員と口頭・書面で引継ぎを行う	*生活や遊びを通して信頼関係を築く *個人面談のほか懇談会に同席して、 個々の状況や特性を把握する	*生活や遊びを通して個々に応じた対応を図り、信頼関係を深める	
	ねらい	〇良好な関係をつくる		〇担当予定クラスの保護者と関わる	〇担当予定クラスの保護者との信頼関 係を築く	〇担当予定クラスの保護者との信頼関 係が深まる	
保護者	内容等	*市の職員が園長・主任保育士予定者を保護者に紹介する *登降所時に挨拶や会話を交わす *保護者の状況等を把握する *「引継ぎの予定」を掲示し、事前に伝える *「引継ぎの様子」を記録して掲示する	* 1月から合同保育に当たる職員等の写真を掲示するほか、「法人が作成したお便り(以下「法人だより」)」で紹介する	*「法人だより」にて合同保育の様子 を伝える *登降園時に積極的に挨拶を交わす *「合同保育の予定」を掲示する *「合同保育の様子」を掲示する	*延長保育・朝夕保育への参加等を通 じて、保育の様子を伝えることで信 頼関係を築く *個人面談や懇談会を通して信頼関係 を築く	*新年度の保育について、説明会等の 実施を通じて保護者の理解を得る *新年度の職員体制を掲示するほか、 「法人だより」で保護者に伝える *献立表の発行をする(アレルギー食 献立会議を行う)	
	ねらい	〇市立保育所の保育理念・方針・目標のほ (合同保育の担当予定職員を含む)	まか、保育方法を理解する	○1日の流れを知り、市職員と連携し て保育する ○保育所全体の雰囲気を知る	〇部分的にクラス運営を行い、様子を 把握する 〇次年度のクラス運営・長時間保育(延	〇一日を通したクラス運営を行い、一 日の流れを把握する 	
保育	内容等	*保育に参加し、生活や遊びを通した保育内容や職員の関わり方を観察する *長時間保育(延長保育・朝夕保育)に参加し、様子を観察する *1年間の長期の見通しを持って引継ぎの計画を立てる	*日中の保育に参加し、保育内容を引き継ぐ *長時間保育(延長保育・朝夕保育)に参加し、保育内容、長時間保育(延長保育・朝夕保育)への引継ぎの様子、保護者対応などを引き継ぐ *合同保育期(1月から3月)までの見通しを持ちながら、職種毎に引継ぎ・合同保育の予定を立てる *合同保育に当たる職員は市立保育所の1月の保育計画を把握する	*市職員の保育を見学する *個々の関わり方を観察する *一日の保育の流れを知る *保育所全体の保育を見学する *2月の計画を立案、会議に参加する *次年度保育所管理のマニュアル等を 整備する	*市職員のアドバイスを受けながら、 部分的に保育をリードする *次年度の担当予定クラス運営に向け で引継ぎ・合同保育を行う *長時間保育(延長保育・朝夕保育に 参加する *3月の計画を立案、会議に参加する	*市職員のアドバイスを受け、クラスの保育をリードする *お別れ会(仮称)にて児童に職員の体制を伝える *4月の計画を作成する *次年度の年間の保育の計画を立てる	
行事	ねらい	〇行事に参加するほか、口頭・書面による	ら引継ぎにより、その内容を把握する	〇行事のねらい、実施方法を理解し共に	· 行う		
113-	内容等	*行事やクラス活動の取り組みに参加し、	口頭・書面での引継ぎを行う	* 行事に参加し進め方を知る	*行事の取り組みの方法について知る	*準備も含めて、協力して行事を行う	
	ねらい	〇地域の状況・関係機関を把握する		〇地域・関係機関との関係を築く			
地域・ 関係機関	内容等	* 近隣に挨拶する * 散歩に同行する * 府中市の子育て支援の状況等の把握し、 イベント等に参加する	*関係機関の引継ぎ、挨拶等を行う	*発達支援センターあゆのこ、保健センターを	ター等の関係機関との引継ぎを行う	*新年度にむけて地域、関係機関への 挨拶等を行う	
	ねらい	〇施設設備の状況を把握する		○設備、備品の使い方を知る	(調理従事者)業務内容及び器具等の置	○新年度に向けて保育環境を整える き方や使い方を知る	
施設設備	内容等	*建物設備、備品等の状況を把握する *教材等の状況について確認をする *廃棄する物品について検討する	*季節によって使用する物品の状況確認 をする	*クラスの保育環境を把握する	*市職員とともに廃棄する備品等を確認し、市職員が廃棄する	*新年度の保育環境を整える	
	1- 5	〇法人職員同士の理解と関係を深める		〇職員間の連携を深め、次年度への見通	 しを持つ	<u> </u>	
	ねらい	〇法人職員と市職員とで情報共有を図る					
連携	内容等	*所長(市)が法人職員を市職員に紹介 する *市・法人職員で引継ぎのための会議を	*所長(市)と合同保育の計画を確認する	* 合同保育会議で情報共有を行う * 職員会議等に参加する	*年間反省会議に参加する	*引継ぎの最終確認を行う *お別れ会(仮称)を協力して行う	
		行う *法人職員は所長(市)に引継ぎの予定 について相談、確認を行う	*朝・夕方の打合せに参加する				
₹0	D他	〇市職員から説明を受け、文書・マニュ アル等を確認し、把握する	〇合同保育に当たる職員は文書・マニュ アル等を理解する	*栄養士・看護師は、書面・ロ頭で引継ぎを受ける *調理(を)・者は、市職員と共に業務を行う *新年度に向け、マニュアル等の整備、:	* 市職員と共に業務を行う		

# 府中市立南保育所の民間移管に伴う設置運営事業候補者募集 に係る事業者説明会及び現地見学会の開催案内

#### 1 事業者説明会

(1) 日程及び予定時間 平成28年7月2日(土曜日)午前10時00分から正午

(2) 会場

府中駅北第2庁舎※(府中市寿町1丁目5番地)3階第2会議室 <京王線「府中駅」より徒歩3分>

※府中市役所本庁舎(宮西町2丁目24番地)とは場所が異なりますのでご注意ください。

(3) 内容

ア 募集要項について

イ その他

(4) 参加対象者、申込方法及び留意事項等 下記3から5のとおり

#### 2 現地見学会

(1) 日程及び予定時間

【第1回】平成28年7月2日(土曜日)午後2時00分から午後3時00分 【第2回】平成28年8月●日(土曜日)午後2時00分から午後3時00分

(2) 会場

府中市立南保育所(府中市本町2丁目29番地の11) <JR南武線・武蔵野線「府中本町駅」より徒歩6分/JR南武線・京王線「分倍 河原駅」より徒歩12分>

(3) 内容

ア 施設・設備の状況確認

イ その他

(4) 参加対象者、申込方法及び留意事項 下記3から5のとおり

#### 3 対象者

「府中市立南保育所の民間移管に伴う設置運営事業候補者募集要項」の「応募資格(3 ⑤)」に掲げる要件を満たし、本募集に応募を予定(検討を含む)している事業者(会場の都合により1事業者3名までとします。)

## 4 申込方法

上記の1~2の各回開催日の前日正午までに、別紙「参加申込書」を電子メール又はファックスにて下記担当まで送付してください(送付に当たっては事前に電話連絡をお願いします。)。

(裏面に続く)

#### 5 その他留意事項

- (1) 上記の「現地見学会」の参加は、開催日程で1回限りとさせていただきます(第1回と第2回ともに参加は不可)。
- (2) 事業者説明会当日の要項配布数は、1事業者1部とさせていただきますので、2名以上で参加する場合は、各自で要項を必要数ご用意ください。
- (3) 上記の「事業者説明会」及び「現地見学会」に、日程の都合等により止むを得ず参加できなかった場合も、本募集に応募することは可能です。
- (4) 事業者説明会については、当日の議事録・質疑応答の要旨を7月下旬を目途に、市のホームページに掲載する予定ですので、当該説明会に止むを得ず参加できなかった場合は、そちらをご覧ください。

#### 6 担当

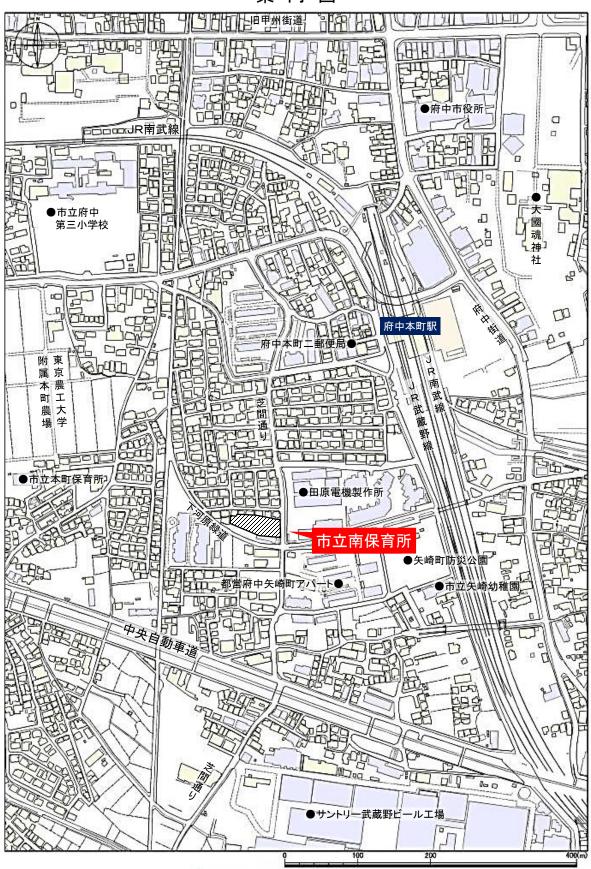
府中市子ども家庭部保育支援課支援計画係(担当)〇〇〇〇〇〇〇

電 話 042-335-4490(直通)

F A X 042-334-0810

Eメール hoiku05@city.fuchu.tokyo.jp

案 内 図



# 配置図挿入

# 平面図挿入

# 建物画像挿入

## ■保育所の概要

府中市立南保育所は、昭和37年4月に市内の公立保育所として初めて開設した歴史ある保育所です。 開設当初から現在の場所(本町2丁目)で運営しておりますが、開設時には木造平屋建であった園舎も平成2年に鉄筋コンクリート造2階建に全面改築を行い、その後に対象年齢を3歳未満児に変更して、現在に至っています。

JR南武線・武蔵野線や京王線などの鉄道駅の近くに位置していますが、周辺環境は緑豊かで、保 育所が緑道(遊歩道)に面していることもあり、四季を通じて自然とふれあうことができます。

また、3歳未満児対象の保育所の特性を活かし、静かで「ゆったり」とした環境のもとで日々の保育に取り組んでいます。

# ■保育所の運営方針等

保育所の運営理念

共に支え 共に生き 輝く未来を共に育む(仮)

- 保育所の運営方針
  - 児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の意思及び人格を尊重して、心身ともに 健やかに育成する。
  - 児童の最善の利益を考慮して、その立場、状況その他発達過程に応じた適切かつ良質な 保育を行うことにより、生涯に渡る人間形成の基礎を育成する。
  - 保護者、関係機関その他地域に存する社会資源との緊密な連携を図り、地域に開かれた 保育所として、全ての子育て家庭に対する支援を行う。
- 保育方針

みどり豊かな自然と潤いのある歴史・文化の中で、養護と教育が一体となった保育を通して健やかな育ちを支え、生きていく力の基礎を培う。

- 保育目標
  - 心も体も健やかな子ども
  - 豊かな感性と創造性にあふれる子ども
  - 自分なりに考え行動できる子ども

#### 一人ひとりを大切に ~乳児保育所ならでは~

〇歳児から2歳児までの保育所の特性を活かし、静かでゆったりとした雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの育つ力を大切にしています。同じ年齢のクラスが複数あるので秋頃からはクラス同士の定期的な交流やクラスを超えて色々な友だちと遊べる時間を意識的に設けています。また、卒園(3歳児)に向けて、2歳児が近隣の保育所に散歩に出掛け、園庭で遊ぶ機会や児童交流が持てるようにしています。

#### お外大好き!元気いっぱい! ~外遊び~

園庭には、乳児向きのジャングルジムやすべり台など小さな子どもが安心して遊べる遊具があります。そのほかにも、じっくり遊べる砂場があり、泥んこ遊び、友だちとのままごとあそびで、日々楽しそうな声があふれています。虫探し、追いかけっこ、縄跳び電車、体操など身近な自然に触れたり、十分に体を動かして遊んだり。子どもたちはこの南保育所の庭で元気いっぱい、創造性や身体能力を育んでいます。

#### てくてくとことこ ~散歩~

近隣には防災公園のほか安心して遊べる公園があり、そこから電車を見送ったり、のんびり歩いたり、探検気分を味わったり、走ったり、全身を使ってのびのびと遊んでいます。また隣接している緑道(遊歩道)では、木々が季節によって色づいていく様子を見て、四季折々の花に触れ、季節の移り変わりを、散歩を通して肌で感じています。子どもたちみんな年齢に応じたコースで散歩を楽しんでいます。

#### **心も体ものびのびと** ~安心して預けていただくために~

気持ちよく過ごせるように衛生面や安全に配慮し、健康に関する情報の提供や環境整備を心がけています。毎月、嘱託医による健康診断を実施し、保護者と連携をとり合いながら成長の著しい乳児期の子どもたちが心身共に健やかに育っていけるよう見守っています。子どもたちが笑顔で過ごせるよう、安全保育を心がけ、病気の早期発見、子どもの体調管理に努めています。

#### 今日の給食なあに? ~食育~

小さい頃から楽しく食べる体験を積み重ね「食」への関心を育んでいけるようにしています。給食をお弁当箱に詰めてもらって食べるお弁当箱給食、お楽しみランチやおやつでの行事食、保育所の庭で採れた野菜を取り入れた給食、IHを使って行う子どもの目の前での実演など、目で見て・においを嗅いで・味わって。楽しい中にも「食」への興味が持てるような工夫をしています。

\*味見会:給食を保護者の方にも実際に食べてもらい、食材の大きさや味付け、調理方法などを伝える味見会を開催しています(年間6回)。保護者の方の関心高く「参考になります」と毎回好評です。

#### こんなことあんなこと ~保護者と共仁~

毎日の保育の様子や子どもの姿をお迎え時にお話したり、クラスのノートや連絡帳を使い丁寧に伝えたり、子どもたちの作品を壁面に飾ったりエピソードを添えてお知らせしています。個人面談や保育参観、年2回の懇談会を実施し、なんでも相談しあえる関係作り、一緒に成長を喜び合える関係作りを心がけています。

#### 地域と共に ~育児支援~

地域に根ざした保育所を目指し、様々な取り組みを行っています。園庭開放では毎週月・水曜日地域の方に保育所の庭を開放し、遊ぶ場所を提供しています。また「すきっぷ」などの子育てひろば事業の展開のほか、外掲示板には子育てに関する情報や行事の由来などを掲示し、みなさんに楽しんでもらえる工夫をしています。秋頃からは親子で楽しむ会(運動会にあたるもの)や餅つき、お店屋さんごっこなどの行事に参加を呼びかけ、体操やお話など保育所の子どもたちと一緒に楽しめる時間を設けています。

#### *私たちの願い* ~民間移管に向けて~

新しい友だちとの出会いや楽しい遊び、歌、そしておいしい給食など、保育所には楽しい事がいっぱいです。「ともだちっていいな~」「ほいくしょってたのしいな~」と子どもたちに思ってもらえるような、ワクワクする毎日が繰り広げられる保育所づくりをお願いします。

子どもの成長の著しい時期、保護者と一緒に子どもの成長を喜びあい、励ましあいながら、子育ての楽しさを知ってもらい、心豊かな子どもに育っていける、そんな温かい保育所であり続けてほしいと願っています。

# 市立南保育所の民間移管(民営化)に伴う保護者アンケート集計結果

実 施 時 期	平成28年3月15日から3月31日まで
実施 方法	1世帯に1部配布
配布世帯数	●●世帯
回 答 数	31部(●●%):内訳 ○歳児4部、1歳児14部、2歳児11部、不明2部

### 民間移管(民営化)後も特に引き継いで欲しい保育所の特長

#### 【保育環境】

- 子どもたちがのびのび生活できる環境。<ほか同意見8件>
- 〇 子どもが余裕を持って生活できる室内や園庭。
- 〇 園庭の広さは継続してほしいです。
- 〇 保育のレベルが全体的に高い。
- 〇 先生方のあたたかい保育。
- 少人数保育(クラス編成)(今のようなゆったりとした保育がいいです)。
- 現状と同じ保育内容だとありがたいです。〈ほか同意見1件〉
- お散歩にひんぱんに連れて行ってくれること。〈ほか同意見2件〉
- 週一回は、近隣へ散歩に行く。 園庭とは違い、世界が広がる。 散歩中、乗り物や植物に触れ、 良いおしゃべりにもつながり、 家庭でも報告してくれている。
- 園庭を活かした屋外遊びなど。〈ほか同意見2件〉
- 手作り小麦粉粘土遊び。家庭では、用意などが厳しく、保育所で遊べるのは子も親も喜んでいる。
- O しつけ (順番を待つ、あいさつなど)。
- 対象年齢2歳までの保育(その他の優先的な移行)。大きい子がいると園庭などでのびのび 遊べないため。
- 〇 同年齢だけでなく、1歳児、2歳児クラスの子と交流があるのはとても嬉しい。

#### 【職員体制】

- 〇 先生方の人員配置の偏りのなさ。
- 保育士(専任・充実補助の先生など)の児童あたりの人数。
- 〇 保育士の法定人数プラス1人以上の維持(正社員でなくても良いので)。
- 保育士の年齢尺の厚さ(ベテランから新人さんまで)。
- 今の南保育所のアットホームな雰囲気や先生方が若い人からベテランの方までそろっているところ(安心感がある)。 <ほか同意見1件>
- 看護師の先生が常時いるところ。
- 〇 利益優先で保育の質が下がるようなことがないよう現場の声がきちんと活かされるような

体制を守って下さい。

〇 子どもだけでなく親同士の交流できる場は残してほしいと思います。

#### 【生活環境】

- 連絡帳。 < ほか同意見2件>
- 連絡帳およびクラスノートの維持。
- 連絡ノート(幼児組になっても)。
- ノートでの子どもの様子を伝えてもらえることは、ありがたいので引き継いでほしい。
- クラス全体に向けての連絡ノート(ボード)。
- 日々の様子が分かる連絡帳と教室に置いてある報告、お知らせ。
- 日中どうしてすごしていたか(やったこと、体調)。
- だれとどのようなあそびをしたか(好き嫌い)。※給食についても好き嫌い。
- 布団のクリーニング。<ほか同意見3件>
- 〇 布団の提供。
- 布団乾燥や布団提供はかなり助かるので継続してほしい。
- 布団貸出し、晴天時は日光にあて消毒、カバーではなくバスタオル利用で入所準備の負担を 軽減していく。
- 〇 寝具はバスタオルのみの維持。
- 公立の保育所で統一的に実施されている整理整頓や安全衛生の管理。
- (例) 子どものロッカーや袋をかけるフックがきちんと設置されている。 子どもと先生のものが一緒に置いていない。 掃除が行き届いている。

#### 【食育】

- 保育所の庭で採れた野菜を取り入れる食育など。〈ほか同意見2件〉
- 芋掘り、栽培した野菜の収穫といった植物との触れ合い。さらに実際に収穫した野菜を使った給食を通した食育活動。
- 野菜を作って収穫、それを給食室へ届けて、おやつを作ってもらうという食育。
- お弁当給食や野菜の栽培など他保育所では2歳だとなかなか経験させてもらえない。
- バランス&バラエティに富んだ給食や畑でとれた野菜等での食育。<ほか同意見3件>
- ハランスのとれた給食。特に市立でのアレルギー対応は私立にはあまりないので、ぜひ同様 レベルで継続してほしい。アレルギーが今はなくても安心できる。
- 給食の内容が充実していて、この点も続いていってほしいと思います。
- 給食メニューの充実さ、アレルギー対応。
- 食物アレルギー対応。
- 〇 保育所内での調理。<ほか同意見1件>
- おやつなど(ふりかけなども)すべて手作りであること。
- 〇 あじつけ調理法。
- 〇 国産の食材。
- 毎回天然だし使用、朝おやつは国産フルーツ。

〇 午前中のおやつ時間。

#### 【行事】

- にこにこトーキング、味見会は家庭での保育の参考になるので続けてほしいです。
- 個人面談、懇談会、にこにことーきんぐ、味見会は引き継いでほしい。
- 懇談会や保育見学など。
- 〇 保育参観。
- 〇 父母会のようなもの。
- 乳児組での行事イベント、給食。
- 乳児保育所ならではの活動(もちつきや野菜の収穫など)。
- 〇 季節の行事。
- O 親が参加するものはこれ以上増やさないでほしい。

#### 民間移管(民営化)後に改善して欲しいこと又は期待すること

#### 【特別保育等】

- 延長時間19時までを19時30分までに延長してほしい。<ほか同意見3件>
- 延長時間の拡大、土曜保育の拡大、一時預かりや病児保育の実施。
- 延長や土曜保育の柔軟化、突発的な仕事への対応。
- 一時預かりや土日の保育、19時以降の保育延長などどうしても誰にもあずけられないとなった時に助けてほしい。
- 土曜日の延長保育があると助かります。
- 〇 土曜日の保育受入。
- 〇 病児保育室の開設。
- 〇 一時預かり、病児保育。
- 病児保育、病後児保育の実施。

#### 【保育】

- 今の南保育所は本当に良い保育園なので、できる限り、今の雰囲気を保って頂けると嬉しいです。
- 民営化となっても現在の保育内容や考え方を継承していってほしいと思います。
- O 保育士の増員。保育士にも余裕ができて、子どもをじっくり見ることができる体制にしてほ しい。
- 〇 園庭を活かした体力作り。
- 〇 2歳児になったら、午後も外遊びをしていいと思います。
- 〇 学び時間の拡大。

#### 【音楽・体操教室の実施等】

- 英語、音楽、体操などの教室実施。〈ほか同意見4件〉
- 教育的なカリキュラム(体操、音楽など)。

- 外部の体操教育、英会話、ひらがな、かたかななど。
- 公立では制限されていた事など(遊びや学習)、民間でできる事があれば取り入れてほしいです。
- 習い事に通うのが平日はどうしても難しいので、体操や英語、音楽など幼稚園ほどとは言わないまでも学習できる環境があれば良いなと思う。そのために多少費用がかかっても選択制なら良いかなと思います。
- 希望者に追加料金で延長保育時間などにお教室を開いて頂けると選択肢が増えていいと思います。

#### 【3歳児以降の進級】

- 幼児保育所へのスムーズな移行(同法人内への移行など)。 <ほか同意見3件>
- O 2歳児以上のクラスを作ってほしい。

#### 【おむつ】

- 使用済おむつの持ち帰りなしにしてほしいです。カバーのみ家庭で用意しての布おむつのリースも良いと思います。
- おむつは保育所で捨ててほしい。 <ほか同意見1件>
- O おむつの名前記入なしにしてほしい。

#### 【便所】

- 大人は上履きからサンダル(トイレ用)へはきかえている。大人と同じ対応が好ましい。
  ほか同意見2件>
- トイレは、歩行の安定している児童が行っている前提。1・2歳児に関しては、つみ重ねてサンダル履きも可能。他園の多くは、トイレではサンダルに履き替え、衛生面に配慮している。塩素酸を浸したマットでは、効果時間が長くないので30分ごとにかえないといけない。

#### 【その他】

- エプロン、口ふきタオルを園で用意して、持ち帰りなしにしてほしい。〈ほか同意見1件〉
- 昼食後の歯磨きの実施。〈ほか同意見1件〉
- 日常の写真撮影に業者を入れてネットで販売してほしいです。〈ほか同意見1件〉
- はさみや折り紙など年齢にあったものを使えるように。
- O お年寄りとの交流など。
- O 私立園の様に、警備員配置があると、送迎時の安全面、不審者対策に安心。昔と違い、物騒 な世の中になってしまい何が何でも子を守りたい。
- 〇 停車場を有効利用したい。ルールを作り(要件など)、短時間(5分)をめどにあるものを利用できると子育ての大きな助けになる。パーキングを利用しているが、雨天時は、傘、子、大荷物と、事故にあっても子を守れるか不安の中、送迎している。上手く利用すべきと毎日考えている。近隣パーキングは満車で常に空きがなし。
- の 施設が古くなってきているところはきれいにできたらと思います。
- 配布資料、提出物の電子メール活用(紙削減)。

## 民間移管(民営化)に関する意見、要望等

#### 【移行制度】

○ 移行制度を復活させてほしい。3歳児の移行の際に、優先がなくなると聞きましたが、それではせっかく保育所に入れても3歳からまた入れなくなる可能性が出て、仕事が続けられないという事態がおこりえるのでは。この点を改善してほしい。<ほか同意見4件>

#### 【その他】

- 南保育所は先輩のお母さん方に聞いても本当にゆとりある子どもにとって安心できる素晴らしい保育所です。その理念は引き継いでほしい。民間の柔軟さと公の堅実さの両立を望む。 市は運営を民間に移す分、待機児童減少、保育士の待遇改善に全力を注ぎ、保育問題に早期改善ができるのが当たり前と考える。民間へのチェック機能も万全に整えてほしい。
- 府中市の公立の保育所では、本当にどこも整理整頓や安全衛生の管理が一元化され、実施されている。これは当然のことのようで、実はとても難しい。保育士の先生方や他の作業者の方の努力があってこそ、この高いレベルが維持されていると思う。親にとっては安心して子どもを預けることができる環境が一番重要であるため、この特長を引き継いでほしい(私立の保育所では、ばらつきがあり、所長の力量によって変わりがあるようでした)。
- O 民間移管に伴い保育所ごとの特長が色々出るのが悪いこととは思いませんが、希望のところに入れなかったときにあまりにサービスの質、内容に差が出るとしんどいと思います。全体的にサービスの質が大きく差が出ないようしてほしいです。
- O 公立はベテランの先生、中堅の先生、若手の先生とバランスが取れていると思う。民間でも 同様にできるか少々心配です。
- 園庭や緑道に囲まれているなど、公立であったからこその立地や環境を子どもたちの保育に活かしてくれるところにお願いできれば良いなと思います。近くの本町保育所、大学の畑、3 小との交流も活かせればなお嬉しいです。
- 今まで手厚い保育をして頂いています。
- 今後も同じ内容をぜひ引き継いで頂きたいです。
- 子も親にとっても満足していた保育所がなくなってしまうのは、とても残念です。トップや 保育士が変われば全く違う保育所になってしまいます。
- 〇 サービス、保育内容などアップしてもらえる施設を希望します。
- せめて、魅力ある保育所に生まれ変わってほしいです。
- 保育園も幼稚園の要素を取り入れた園が増えてきているので、その様になっていってくれる とより魅力的な園になるのではと思います。
- の 病児保育が対応無理だとしても、病後児保育などに対応できるようにしてほしい。
- 〇 英語をやってほしい。